

## 奥村あきこ レポート



奥村あきこ事務所 中央区月島2-7-2  
電話 3531-7136  
区議団控室 電話 3546-5575  
中央地区委員会 電話 3551-6820

### コロナ対策の給付金 収入減など困っている人を広く対象に

区議会第四回定例会が11月18日～12月2日まで開かれ、11月19日に日本共産党区議団を代表して、一般質問を行いました。

コロナ対策として住民税非課税世帯に1世帯あたり現金10万円が給付されますが、問題点が多くあります（下記参照）。

必要なのは、生活に困っている人、コロナで収入が減った人を広く対象にして支給することです。

区長に対し「持続化給付金、家賃支援給付金の第2弾を支給すること」「マイナンバーカードが普及しないのは、個人情報リスクにさらされることへの不安があるから。給付金とセットで押し付け

#### 【質問項目】

1. 新型コロナ第6波に備えた対策について
2. コロナ対策の国の給付金について
3. コロナ禍での区独自の事業者支援について
4. 時短営業に対する協力金への課税について
5. 携帯電話の基地局アンテナ設置について
6. 緑内障予防について
7. 保育の質の確保と学童クラブ整備について

#### 給付金 3つの問題点

- ①非課税世帯というハードル自体がかなり厳しく、単身者で給与所得が100万円以上の人などは非正規雇用でも対象外
- ②個人事業主向け持続化給付金は前回の最大100万円から今回は最大50万円に、法人は200万円から100万円に減額
- ③マイナンバーカード取得で5000円分、健康保険証とひも付けで7500円分のマイナポイント支給など、給付金を盾に個人情報差し出しというやり方

るマイナンバーカードのポイント付与は見直しを」「消費喚起というのなら消費税5%への減税こそ行うべき」などうったえ、見解をたしました。

区長は「国の責任において検討されるもの」「国の動向を注視する」と、国に追随する答弁に終始し、区独自の救済策も示されませんでした。



#### 15歳以下に5万円

#### 先行給付はじまる

住民税非課税世帯への給付金とは別に、国は経済対策として18歳以下を対象とした現金5万円とクーポン5万円の計10万円相当を給付する事業を始めます。

そのために中央区は補正予算を組み、もともとある児童手当のシステムを活用し、まずは児童手当の対象となっている15歳以下の子どもがいる世帯への現金5万円給付を始めることが、12月1日の企画総務委員会で報告されました。

●対象児童数 1万2000人

●支給時期 12月下旬以降順次

※15歳以上18歳以下の5万円給付とクーポン5万円は来年以降。

給付自体は必要なことですが、子どもがいない非正規労働者や大學生などは対象とならないことや、「世帯主の年収960万円」という所得制限は問題です。

(…裏面へ)

「夫婦2人で年収1800万円あっても、世帯主が年収960万円以下であれば対象」となる一方、「970万円で一人は無収入、世帯収入が計970万円でも対象外」となってしまうという矛盾は解消されないままです。

## クーポン券にこだわらず 経費を抑え、迅速な支援を

5万円分のクーポン券についても、約900億円もの事務経費がかかることや、印刷や発送、支払いの手続きなど煩雑な業務が発生することが問題となっています。そのため国は、クーポン券支給が来年度以降になる可能性にも触れています。これでは迅速な支援になりません。

国はクーポン給付について「自治体の実情に応じ現金給付も可能」と説明しています。

スピードを優先し、手続きの簡略化と経費節減のため、クーポン券にこだわらず現金給付を検討することを区に求めました。



# 奥村あきこ 事務所移転のお知らせ

日頃のご支援・ご協力ありがとうございます。  
2021年11月30日に下記に移転しました。

住所 中央区月島2-7-2  
連絡 3531-1311(中央地区委員会)



引き続きよろしく  
お願いいたします



## なんでも 生活相談

3546-5563 (区議団控え室)

3551-6820 (中央地区委員会)

無料

## 法律相談

毎月第3火曜日3時から

要予約 連絡先は同上

